

【白河市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領において、学習の基盤となる資質・能力のひとつとして「情報活用能力」が挙げられ、日常的に情報技術を活用できる環境を整え、適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要とされている。また、中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」では、1人1台端末やICT、先端技術を活用しながら「個別最適な学び」および「協働的な学び」の実現が求められている。

第7次福島県総合教育計画により、様々な教育活動の中で対面とオンライン、紙とデジタル等を組み合わせ、画一的な一方通行の授業等から個別最適化された学び、協働的な学び、探求的な学びへと変革していくことが示された。

上記内容の実現を目指し、これまでの教育実践で積み重ねてきたことを基盤に、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の利点を取り入れ、アナログとデジタルの双方の良さを組み合わせた取組を推進する。児童生徒の情報活用能力を高め、自ら学習を調整しながら粘り強く取り組む学びの姿を実現する。

2. GIGA 第1期の総括

令和2年度に児童・生徒用及び指導者用端末を整備するとともに、通信速度1Gbpsに対応する通信ネットワークおよびWi-Fi環境を整備した。また、端末整備と合わせて大型提示装置を市内小中学校の普通教室に計画的に配備し、児童生徒や教職員の補助のためICT支援員を配置して、授業や準備、端末不具合の対応等のサポートを行っている。

教職員の研修を行い、児童生徒ともに徐々に端末に慣れながら授業や持ち帰りでの使用を進めてきた。現在は、効果的に端末や大型提示装置を授業で活用する頻度が高まってきている。また、教育支援ソフトを導入し、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現へ向けて授業改善を目指してきた。

1人1台端末の授業や家庭での活用は、教育支援ソフトを中心に進んでいる。情報端末の活用スキルには個人によって差があり、アナログとデジタルのベストミックスを目指した取組の推進を図りたい。また、現在、校務系と学習系のネットワークが異なるために利便性が損なわれているため、環境面の整備をさらに進めていく必要がある。

3. 1人1端末の利活用方策

(1) 1人1端末の積極的活用

教職員の情報端末活用スキルの向上のため、福島県版 ICT 活用ハンドブック等の活用、ICT 支援員の配置を継続する。教職員が授業や授業研究に注力できる体制と環境を整え、1人1台端末の活用を推進する。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

ICT 環境等の活用によって、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高め、学びを深められる環境を整備する。また、学習支援ソフトを引き続き継続し、児童生徒の協働的な学びを充実させる。

(3) 学びの保障

全ての児童生徒の学びを保障するため、端末を活用した授業への参加や視聴を今後も継続していく。また、近年は、外国籍の児童生徒の割合が増加している。授業や集団生活の中で、児童生徒同士が円滑にコミュニケーションをとり、学校生活が充実したものになるような活用を図りたい。